

DRUG INFORMATION



DIニュース2017 No. 17

平成29年6月12日発行

電子カルテへアレルギー登録をすると処方時にチェックがかかります！

電子カルテシステムへ薬剤アレルギーの登録をした薬剤を処方した場合、アラートが表示されるようになっていきます。多規格ある薬剤は、1薬剤登録すれば内服薬、外用薬、注射薬すべての同一成分薬品にチェックがかかるようになっていきます。ただし、フリー入力へ記入しただけでは、チェック機能がかからないためご注意ください。

入力方法

① 患者プロフィールを開き、薬アレルギーのボタンを押す

② 薬品名を検索し、薬品名を選択する。

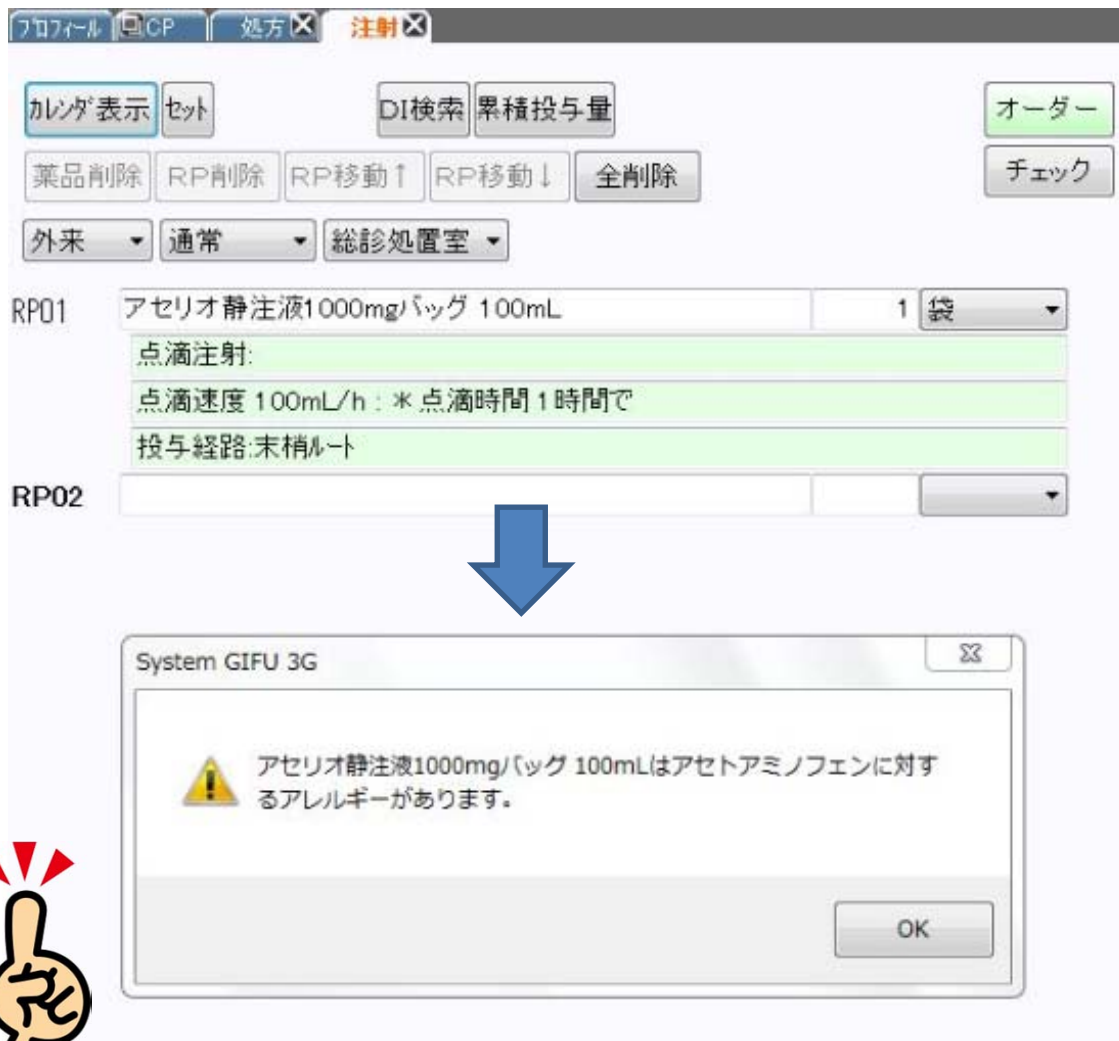
薬品名で登録しても、同一成分の薬品はすべてチェックがかかります。

例)
カロナール錠200mgのアレルギー登録のある患者にアセリオ静注液を処方した場合も、アラートが表示されます。
*ただし、配合剤についてはチェックがかからない場合がありますのでご注意ください！

フリー入力では、処方時のチェック機能が働きません！
症状の記入などに利用してください。

アラート画面

例) アセトアミノフェンのアレルギー登録のある患者にアセリオ静注液を処方した場合



電子カルテへのアレルギー登録をしても、処方できなくなる訳ではありません。
アラート画面を必ずご確認ください。

- ◆医師・薬剤師は、薬剤アレルギーが発覚した時点で、速やかに登録をお願いします。
- ◆看護師は、薬剤アレルギーが発覚した場合、医師・薬剤師へご相談ください。